

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』

第20回 マレーシア

2023年 1月

マレーシアの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	11
企業進出形態の比較	14
PE課税	15
税務調査および異議申立て・税務訴訟	16
ホットトピック	17

マレーシアの税制概要・進出時の留意点

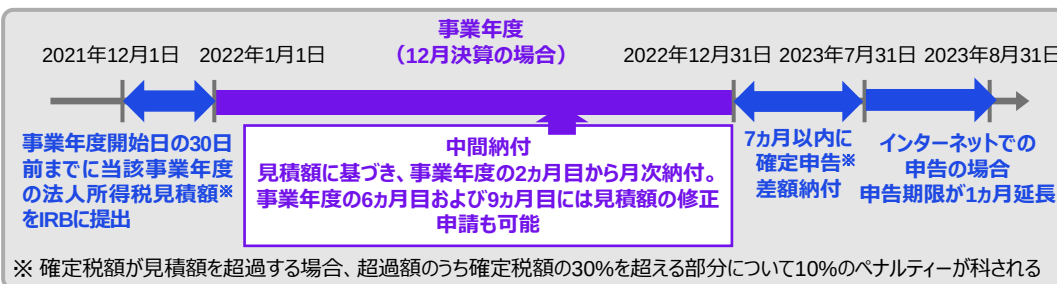
税制概要



- マレーシアの政治体制は、立憲君主制（議会制民主主義）で、国王を国家元首としており、議会は上院・下院の二院制である
- 言語：マレー語（国語）、中国語、タミル語、英語
- 通貨：リンギット（RM または MYR）
- 居住法人：その営業の管理、支配がマレーシア内で行われている法人（管理支配地基準）
- 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- 日本との租税条約：あり
- 日本との社保協定：なし
- 中央政府税務当局の名称：内国歳入庁（Inland Revenue Board of Malaysia ; IRB）（売上税・サービス税は税関の管轄）

法人所得税

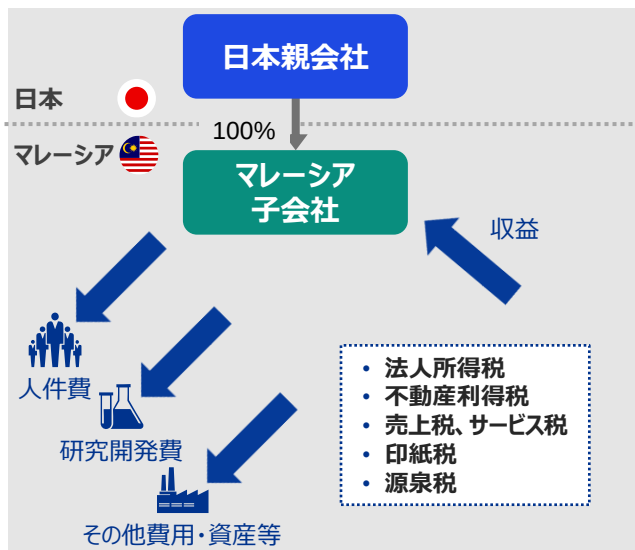
税率	24%（ただし、一定の要件を満たす中小企業は一定額部分に限り17%（次ページ参照））
課税年度	暦年（ただし、事業年度が暦年と異なる場合にはその事業年度）
申告納付期限	事業年度終了日から7か月以内に確定申告書を提出するとともに、月次納付累計額と確定税額との差額を納付する。



事業を展開する際に生ずるその他の主な税、社会保険料

売上税 サービス税 (SST)	① 国内で登録事業者により製造される課税物品および輸入される課税物品や、特定の課税サービスが対象 ② 税率は売上税が5%または10%、サービス税が6%（既存の物品・サービス税（GST）は2018年8月31日をもって廃止）
不動産利得税 (RPGT)	不動産売却から生じたキャピタルゲインおよび不動産主体会社（有形資産に占める不動産の割合が75%以上の一定の法人）の株式売却から生じたキャピタルゲインに対する課税。税率は法人の場合10～30%（処分までの期間により変動）。 広範囲の文書に対して課税される。 税率は0.1～4%または定額（契約金額や文書の性質に応じて税率が異なる）。
印紙税	非居住者に対する利子、ロイヤリティ、国内で行われる役務提供、動産の貸借およびその他の所得の支払い：10～15% 居住者である個人としてのADD(エージェント、販売店、代理店)に対する特定の支払い：2%
源泉税	
社会保険料	雇用主は年金（従業員積立基金（EPF））、従業員社会保障制度（SOCSSO）の雇用者負担分を拠出しなければならない（併せて14%前後）。

事業課税（事業期間中）（1/2）



中小企業の特例

ここでの小規模会社とは、事業年度開始時点で普通株式払込資本金がRM 2.5百万以下、かつ、払込資本金がRM 2.5百万超の会社に支配されていないマレーシア居住法人をいう。

小規模会社であり、かつ年間売上がRM 50百万以下の場合の税率は以下のとおりである。 ※2023賦課年度以降に変更予定

課税所得の区分 (RM)	区分毎の法人所得税率 (%)
1~100,000	15
100,001~600,000	17
600,001~	24

事業開始年度から2賦課年度は、右記税額見積りと予定納付を行わなくてもよい（ただしマレーシアで設立された居住法人のみ）。

マレーシア法人所得税

税率	24%（ただし、一定の要件を満たす中小企業は）
課税所得計算	会計上の利益に法人税法上の調整項目を加減算することで算出する。なお、所得が種類別に計算されるスケジューラー制度を採用。
欠損金	繰越期限 10年（2019年改正より7年の繰越制限が設けられたが、経過措置として2018賦課年度およびそれ以前の賦課年度で発生した繰越欠損金については2028賦課年度まで繰り越すことができる）当年度の事業損失についてはどの所得とも相殺することができるが、未使用の繰越損失については事業所得に対してのみ相殺することができる。 繰戻し 認められない。
キャピタルゲイン・ロス	投資や資産のキャピタルゲイン・ロスは税務上、益金または損金不算入（ただし、所得の性質を有する、あるいは取引の性質上、投機とみなされる利得については事業所得とみなされて課税される。また、税務上の減価償却（Capital Allowance）を受けた後の価値を上回る価格での売却から生じた利得も所得として課税される（ただ、取得価額からの増加分（キャピタルゲイン）については非課税））。 別途、不動産の譲渡益については不動産利得税（RPGT）が課税され、譲渡損についてはRPGTの計算上においてのみ譲渡損の控除および無期限の繰越しが認められる。
中間納付	各企業は原則として、事業年度開始日より30日前までに当該事業年度の年間法人所得税見積額をIRBに提出しなくてはならない（新規設立会社は事業開始後3か月以内に提出）。 当該見積額に基づき、当該基準期間の2か月目より、毎月15日までに月次納付しなければならない（事業年度の6か月目および9か月目に見積額の変更の申請が可能）。ただし、最初の見積額は前年度の見積額（または修正見積額）の85%を下回ってはならない。 確定税額が見積額を超過する場合、超過額のうち確定税額の30%を超える差額部分について10%のペナルティが科される。 また、確定税額を見積額が上回った場合には、過払い部分について還付が行われる。
法人所得税債務の时效	税務調査の対象となる年度末より5年以内なら、遡及することができる（ただし、虚偽申告、不正または過失があった場合にはこの限りではない）。
グループリーフ制度	グループリーフ制度は、マレーシアで設立された居住法人に適用でき、一定の要件を満たした場合、当年度の調整後損失の70%まで当該グループ内の他の居住法人に移転し、当該他の居住法人の所得との相殺が認められる（ただし、その損失の利用は連続する3賦課年度のみに制限される）。
税制改正	毎年10月頃改正案発表、12月末までに法令が成立し、1月1日施行。

事業課税（事業期間中）（2/2）



課税所得の計算方法

（所得の種類別に計算）

会計上の税引前当期利益

（+・-）会計上の減価償却費等の
税務調整

調整後所得金額

（-）税務上の減価償却
（+・-）差額償却
差額賦課

法定所得

（-）投資税控除
（-）再投資控除
（-）過年度の税務上の
繰越損失
（+）事業所得以外のその他の所得
（非事業所得）

合計所得

（-）当期の事業損失
（-）指定機関への寄附金

課税所得

法人所得税の計算上注意を要する項目

一般原則

- ・ 会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用は損金算入可能である。損金算入可能な費用は収益性の支出である必要があり、資本性の支出はCapital Allowance制度の下、特別に法で認められた場合にのみ損金算入可能となる

固定資産
の償却費

- ・ 会計上の減価償却費と税務上の減価償却費（Capital Allowance）は全く別のものとして扱われ、特定のカテゴリーに属する固定資産にかかる税務上の減価償却費のみ損金算入される
- ・ 例として、建物や構造物の場合、産業用建物だけに税務上の減価償却が認められており、事務所用の建物には認められていない
- ・ したがって会計上の減価償却費をいったん全額加算し、代わりに税務上の減価償却費を所得より控除する

譲渡益

- ・ （差額償却または差額賦課となる額を除いた）投資や資産の売却損益は所得税法上の益金または損金とはならない

為替差損益

- ・ 実現した為替差損益のみ損金または益金に算入される（ただし、投資目的である場合には損金または益金不算入となる）
- ・ 各会計事業年度末に行う為替換算替えによる差損益は未実現とされ、損金または益金に算入されない

交際費

- ・ 原則、事業に関連するその他の交際費は、50%のみ損金算入可能（適切な証憑の整備が厳格に要求される）。飲食、レクリエーション、その他の接待、これらに要する旅費宿泊費等が対象となり、従業員の福利厚生を目的とした飲食費等は除外される（例外あり）

支払利息

- ・ 当該借入金が事業目的として利益の創出に使用またはそのための資産に投下された場合に、損金算入が認められる（投資や貸付の借入金にかかる支払利息額は損金算入が認められない）
- ・ 2019年7月1日以降に開始する賦課年度より過大支払利子税制が導入された

受取配当

- ・ 受取配当は益金不算入となる

損金不算入
の費用

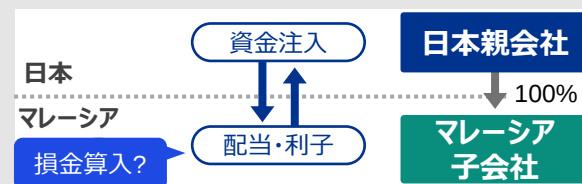
- ・ 貸倒引当金（引当金繰入額は損金算入できず損失が確定した時点で損金算入できる）
- ・ 寄附金（公益事業法人等への指定寄附金については、合算所得の10%のみ控除）
- ・ 創立費および開業費（営業を開始するまでの費用）

事業課税（資金注入、資金還流時）



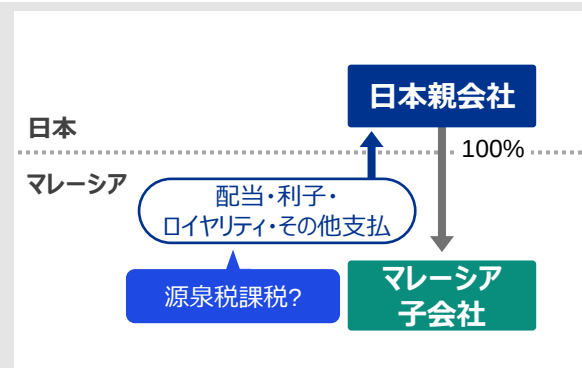
資金注入した場合の留意点

- ・ 過少資本税制に代わり、過大支払利子税制（ESR）が導入された（2019年7月1日以降に開始する賦課年度より）
- ・ ESRにより同一企業グループ間の借入にかかる支払利息のうち、税務上のEBITDAの20%を超える部分につき、発生した年度の損金算入が制限される（1賦課年度における当該金額の総額がRM 500,000を超える企業が対象）。損金算入されなかった利子については、無期限に繰越し可能



利益の送金および関連者取引

- ・ 利子（関係会社間貸付）およびロイヤリティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる。
 - ・ 配当：0%（マレーシア子会社から日本親会社に対する配当に対して源泉税は課税されない）
 - ・ 利子：15%
 - ・ ロイヤリティ（ソフトウェア使用料含む）：10%
- ・ 日本への支払等については日馬租税条約により下記のとおりとなる。（特典制限条項（LOB）はない）
 - ・ 配当：0%（日馬租税条約の制限税率は15%または5%）
 - ・ 利子：10%（日馬租税条約の制限税率）
 - ・ ロイヤリティ：10%（日馬租税条約の制限税率）
- ・ 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない

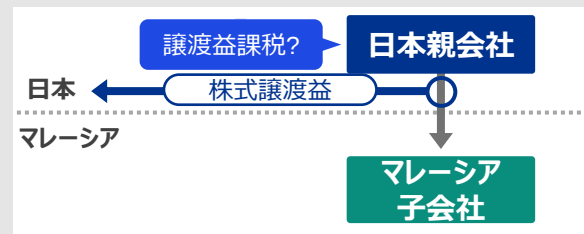


事業課税（撤退時）



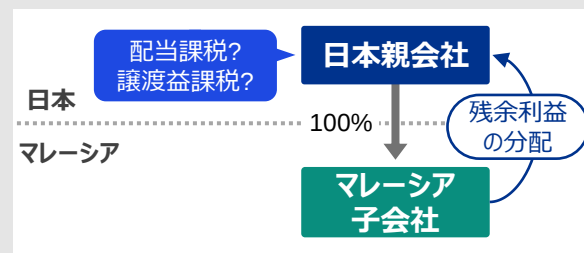
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- キャピタルゲインは原則として非課税（不動産売却または不動産主体会社（その有形資産の75%以上が不動産であるような一定の法人）の株式の売却の場合には不動産利得税が別途課される）



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、特段の課税は生じない



納税要件・課税範囲



			居住法人	非居住法人（外国法人）	
課税所得の範囲			全世界所得課税（2022年1月より）	- マレーシア国内源泉所得 - マレーシアでは非居住者への特定のサービス提供に係る支払いについて源泉税を課している	
投資先	居住法人	配当等	マレーシア法人から受ける配当については、非課税。	- マレーシア法人から支払われる配当については、源泉税は課されない - 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない	
		株式等の譲渡	譲渡利益	原則課税なし（ただし、不動産主体法人の株式や不動産の譲渡益に対して不動産利得税（Real Property Gains Tax ; RPGT）が課される）。	原則課税なし（ただし、不動産主体会社の株式や不動産の譲渡益に対して不動産利得税（RPGT）が課される）。
			譲渡損失	原則、損金不算入（RPGTの対象となるものについては、RPGTの計算上、当該譲渡損失はその発生事業年度のRPGTの課税対象となる譲渡益と相殺でき、かつ、純損失額は無期限に繰越し可能）。	
	非居住法人	配当等	課税なし（源泉地国で15%以上の税率で課税され、かつIRB（Inland Revenue Board）が国外源泉所得に係る課税の取扱いの指針に定める条件（Guidelines on Tax Treatment in relation to Income which is Received from Abroad)が順守されている場合）		
		株式等の譲渡	譲渡利益	課税なし	
			譲渡損失	損金不算入	
国外支店の所得の取扱い			非課税		
CFC税制			現行の法制度はなし		

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税 (1/2)



国内向け払いにかかる源泉税

配当：なし

利子：なし

※なお、不動産の購入時には、買い手側が譲渡対価の3%を保留（源泉徴収）して、60日以内に税務当局へ納付する義務がある。

社会保険

以下の表に応じて、雇用主は社会保障掛金を支払わなければならない。

なお、公的な医療保険、介護保険は存在しない。

年金（従業員積立基金（EPF））

		雇用主負担割合	被雇用者負担割合
60歳未満	月収RM5,000超	12%	11%
60歳未満	月収RM5,000以下	13%	11%
60歳以上	月収RM5,000超	6%	5.5%
60歳以上	月収RM5,000以下	6.5%	5.5%

※ 上記の表はマレーシア国籍の者に適用される料率。その他の場合には別途料率が定められている。

従業員の雇用にかかる税務等

従業員社会保障制度（SOC SO）

	加入制度	負担割合		月給RM5,000を超える被雇用者にかかる拠出上限
第1カテゴリー （主に、60歳未満のマレーシア人被雇用者）	傷害保険および就労不能保険	雇用主負担割合	1.75%	RM 86.65
		被雇用者負担割合	0.5%	RM 24.75
第2カテゴリー （主に、60歳以上のマレーシア人被雇用者および外国人労働者）	傷害保険のみ	雇用主負担割合	1.25%	RM 61.90
		被雇用者負担割合	0%	—

失業保険（EIS）：雇用主負担割合、被雇用者負担割合はそれぞれ0.2%（基準給与の上限はRM5,000）

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税 (2/2)



売上税・サービス税 (SST)	<売上税> 税率 標準税率は10%である。 マレーシア国内で製造される物品およびマレーシアに輸入される物品が課税対象。 ただし減免措置が以下のとおり実施されている。 食料品、鉱物性生産品、一部の機械装置：免税 加工食品、建築資材、事務機器：5% ※対象商品は多岐にわたり、頻繁に変更されるため関税局ホームページの最新の動向に留意すること。 課税登録事業者（製造業者） マレーシア国内で製造される課税物品の販売価値が過去もしくは将来12か月でRM50万を超える製造業者は、課税事業者として登録し、顧客からの売上税徴収と関税局への納付義務を負う。物品の輸入の場合は、登録事業者の制度はなく、課税物品の輸入時に輸入者が関税とともに売上税を納付する義務を負う。 課税期間 原則として2か月ごと（関税局から指定される） 申告期限および納付期限 上記課税期間の取引を、その翌月末までに申告・納付する（7年間の取引記録の保持義務がある）。	<サービス税> 税率 標準税率は6%である。 課税対象サービスをマレーシア国内で提供、もしくは輸入する場合に課税される。 課税対象サービス ホテル、飲食、クラブ、プロフェッショナル（法務、会計、コンサルティング、ITサービス、デジタルサービス等）、ゴルフ、ゲーム、クレジットカード、その他（保険、通信、広告、電力等） 課税登録事業者 上記課税対象サービスを提供し、その取引価額が過去もしくは将来12か月で一定額（原則RM50万）を超える事業者は、課税事業者として登録し、顧客からのサービス税徴収と関税局への納付義務を負う。輸入サービスについては登録事業者の制度はなく、課税サービスの輸入者がサービス税を納付する義務を負うことになるが、デジタルサービスについては2020年1月から外国企業であっても海外課税事業者として登録し、サービス税徴収と納付義務を負うこととなった。 インボイスの有無 あり 課税取引に関する特記事項 売上・サービス税はVAT（GST）と異なり製品の工場出荷やサービスの費消時点という一段階での課税のため、最終消費者への価格に転嫁できなければ企業の負担となる点が大きく異なる。
デジタル課税	上述のとおり、2020年1月1日以降、マレーシアで課税事業者登録をした国外のデジタルサービス提供者が提供するデジタルサービスについて、6%のサービス税の徴収・納付義務が課せられる。デジタルサービスとは、インターネットまたは電子的ネットワークを通して提供されるサービスで、ITの利用を伴い、サービス提供が本質的に自動化されているものと定義されている。過去または将来12か月のデジタルサービスの売上がRM50万を超える国外のデジタルサービス提供者は、マレーシアにおいて課税事業者として登録しなければならない。登録した課税事業者はデジタルサービスの売上にサービス税を課すとともに、3か月ごとの課税期間の終了日の翌末日までに、当該課税期間にかかるデジタルサービス税の申告・納税を行う必要がある。	
印紙税	株式譲渡は印紙税が課される。 株式譲渡にかかるcontract notesに対して売却価額または評価額のいずれか大きい金額に上場株式の場合には税率0.15%、非上場株式の場合には税率0.3%で課税される。	



法人課税にかかる各種優遇税制措置（1／3）

項目	対象企業	優遇措置内容
パイオニアステータス(*1) (Section 5-, Promotion of investment Act 1986)	投資促進法で規定された、「奨励活動」または「奨励品目」に従事する企業（製造業）	「奨励活動」または「奨励品目」にかかる事業から得た法人所得税の全部または一部について、生産開始日から原則5年間、法定所得の70%を免税とする - 期間中の未使用の繰越損失については、2019賦課年度より、パイオニアステータス期間の終了から7年間に制限される
投資税控除（所得控除）(*2) (Investment Tax Allowance) (Section 26-, Promotion of investment Act 1986)	投資促進法で規定された、「奨励活動」または「奨励品目」に従事する企業（製造業）	5年間の適格資本的支出金額の60%が法定所得の70%を限度に控除できる - 未使用の控除額は無期限に繰越し可能
再投資控除(*3) (Reinvestment Allowance) (Section 133A and Schedule 7A and 7B of Income Tax Act 1967)	次のすべてに該当する企業 - 資本的支出が生産能力の増大、または、コスト削減のための生産設備の近代化・自動化、または製品の多様化を目的としている - すでに36ヵ月以上操業している	- 生産活動に用いられる機械装置、工場への適格資本的支出のうち一定条件を満たす投資について、当該資本的支出金額の60%が法定所得の70%を限度に控除が認められる 2019賦課年度より、未使用の控除額の繰越しが7年間に制限される。
特別再投資控除 (Special Reinvestment Allowance)	製造業および特定の農業活動において、一定の要件を満たす拡張、自動化、近代化または多様化のための再投資をした企業	2022賦課年度より、再投資控除の期間が終了した企業に対し、特別再控除として2024賦課年度まで延長することが認められている

注1：(*1)および(*2)は、製造業ライセンスの申請と同時にマレーシア投資開発庁（MIDA）で審査され認可を受けることが必要なものであり、双方の同時申請・取得はできない。

注2：(*1)または(*2)の適用を受けている企業は、その適用期間中は(*3)の適用を受けることができない。



法人課税にかかる各種優遇税制措置（2／3）

項目	対象企業	優遇措置内容
事業拠点移転優遇 (Section 6, Income Tax Act 1967) (Special Tax Incentive Under PENJANA) (予定)	以下のどちらかに該当する企業（ただし一定の製品の製造業を除く。また設備投資などに関する一定の条件あり） “新規投資”：現状でマレーシア国内に製造拠点を有しない外国法人で、製造拠点をマレーシア国内へと移転させる企業 “既存企業の追加投資”：現地法人でマレーシアに製造拠点を有しているが、新事業のために国外から製造拠点を移転させる企業（拡張投資は認められない）	2022年12月31日までにマレーシア投資開発庁（MIDA）に申請すること。 “新規投資”：当該新規投資による所得は投資額RM300～500百万の場合で10年間、RM5億超で15年間の法人税免税となる “既存企業”：新たにRM 3億以上の投資をした場合、5年間の適格資本的支出額を法定所得から控除できる（100%の投資税額控除） （なお、製造業に加え、テクノロジーソリューション、クラウドコンピューティング、研究開発・デザイン開発、医療機器試験研究・臨床試験等の特定のサービス業についても当該優遇税制の適用が認められており（予定）、新規投資については10年間0～10%、既存会社については10年間10%の優遇税率が適用される。）
地域統括ハブ (Principal Hub) (Income Tax (Exemption) (No.6)～(No.8) Order 2018)	マレーシア会社法に基づき設立された、払込資本金がRM2.5百万以上で最低4つの適格サービスの提供を行っている現地法人 （一定の地域においてまたはグローバルにビジネスを行うにあたってのリスクマネジメント、意思決定、戦略的な事業活動、金融、人事といった主要なファンクションをマレーシアにおいて実行、管理し、またはサポートする会社）	従来の統括本社機能等にかかる優遇措置に置き換わる新しいインセンティブ制度。法人の規模業種に応じて、0%、5%、もしくは10%の軽減税率による課税となる。（2020年12月31日までにマレーシア投資開発庁（MIDA）に受領された申請について適用される（2025年12月31日までの延長案が現在審議中（2022年11月25日現在））



法人課税にかかる各種優遇税制措置 (3/3)

項目	対象企業	優遇措置内容
研究開発 (R&D) (Section 5- & Section 26-, Promotion of investment Act 1986, Section 34A, 34B and Schedule 3 of Income Tax Act 1967)	一定の条件を満たす研究開発サービスを提供する法人	• R&D会社 (関連会社を含むすべての会社に対して、R&Dサービスを提供する会社) • 10年間に発生した適格資本的支出の100%に対する投資税控除 • 請負R&D会社 (関連会社以外にR&Dサービスを提供する会社) • 上記または5年間の法定所得の免税のいずれか ※自社の研究開発については、10年間に発生した適格資本的支出の50%に対する投資税控除が認められているほか、事業年度中のR&D費用総額のうち国外で発生した費用の割合が30%以下の場合、研究開発にかかる費用の二重控除が認められている (ただし、上記の“R&D会社”において投資税控除を受ける場合には、この二重控除は認められない)
MSCマレーシア (Income Tax (Exemption) (No.10) Order 2018)	MSCマレーシア域内で情報通信技術事業に参加し実施する法人のうち、マレーシア政府からステータスを与えられた法人	• パイオニア・ステータスが付与され法人税が10年間にわたり70~100%の法人税の免除が受けられる
グリーン投資税制 (Green Investment Tax Allowance)	適格なグリーン活動のための資本的支出をした企業	• 資本的支出額全額の投資税額控除を3年間受けることができ、法定所得の70%と相殺することも可能
グリーン所得税免除 (Green Income Tax Exemption)	認定されたグリーンサービス活動またはソーラーリース活動をする企業	• これらの活動に関する法定所得に対する所得税が70%免除される

マレーシアの税制概要・進出時の留意点

企業進出形態の比較



	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	- 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、マレーシアでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接マレーシアで裁判の当事者とされることは基本的にはない - 日本の親会社がマレーシア税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、マレーシアにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む - その他さまざまな優遇税制を適用することができる	- 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる - 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可
支店	- 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる - 本社経費のうち支店の活動に関係のあるものについて支店に配賦し、マレーシアの課税所得から控除できる（ただし、無条件に損金性が認められるわけではなく、支店の活動に関係があるか問われる。また、移転価格が適正であることが前提となる）	- 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある - 卸売業および小売業では所得を生む活動は認められない - 優遇税制を受けることができず、法人のみでしか認められない損金算入項目がある
駐在員事務所	- 駐在員事務所設立にあたっては、MIDA（マレーシア投資開発庁）の承認を得る必要があるが、その活動が準備・補助的活動に限られていることを条件として、法人所得税の納税対象とはならない - 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる	- マレーシアでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる - 実際にマレーシア国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、マレーシア法人所得税が発生する - 通常2年間しか存続できない
出張ベース	法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる	- マレーシアでの活動の規模は相当程度限定される - 出張者のマレーシアでの活動によっては、日本本社がマレーシアにおいてPEを有していると認定される可能性がある



PE課税 - PEの種類

PEの種類

マレーシアのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



(日馬租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人（①常習代理人、②在庫保有代理人）



(日馬租税条約第5条第5項)

3 建設PE

6カ月を超える期間存続する建築工事現場もしくは建設もしくは据付工事またはこれらに関連する監督活動



(日馬租税条約第5条第3項)

MLI条約の署名：わが国について2021年1月1日に、マレーシアについて2021年6月1日に発効。

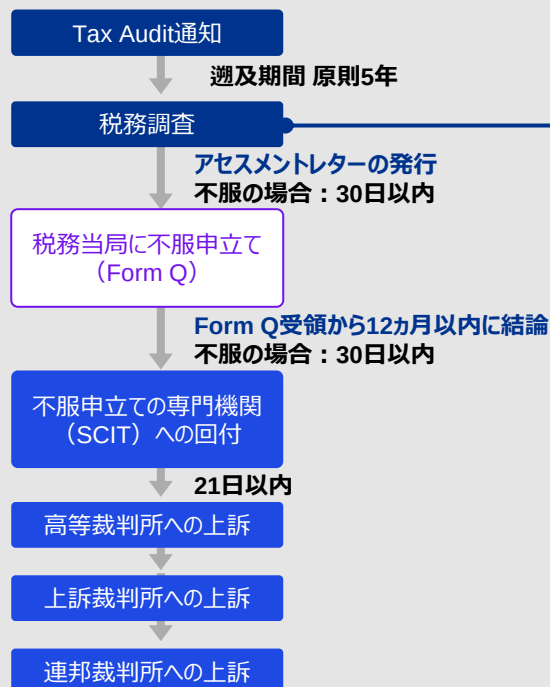
PEに関連するMLI条約の規定の適用：以下の読替えおよび追加が行われている。

- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外についてそれぞれが準備的・補助的でないとダメ）
- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外について密接に関連する者も一体判定）および企業と密接に関連する者の定義の追加
- ・ 問屋契約およびこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避（常習代理人PEの強化）

税務調査および異議申立て・税務訴訟



紛争解決手続きおよびプロセス



当局の執行体制

税務当局： Inland Revenue Board of Malaysia (IRB)
通常はcompliance部門傘下の部署から税務調査通知が送られ、Aggressive Tax PlanningやHigh Profile Caseの場合は、Special Task Department、Special Operation Departmentが担当する

税務調査の執行上の特徴

- ① 調査対象法人はリスク分析基準に基づいてコンピューターシステムやほかのソースにより抽出される
- ② メインの対象税目は法人税および源泉税である。GSTとSSTも関税局の管轄であるが、GSTは2018年8月末で廃止となり、SSTが導入された

紛争解決手続き

- ① 通常、アセスメントレター発行前にFindings／Proposed Tax AdjustmentsがIRBからあり、18日の反証期間が与えられる
- ② IRBのアセスメントに不服の場合、30日以内に追徴・ペナルティの納付とともにForm Qを提出する
- ③ Form Q受理から12ヵ月（+6ヵ月の延長可能）以内にIRBが審議
- ④ IRBの結審に不服の場合、30日以内の申立てによりSCITへ回付される。なお、SCITへ回付される前段階での合意を促すため、中立の裁定機関であるDispute Resolution Proceeding (DRP) の制度が設けられており、納税者はDRPの開催をIRBに申請することができる
- ⑤ SCITの決定に不服の場合、21日以内に高等裁判所に提訴
- ⑥ 裁判になる場合、通常、長期化することが想定され、弁護士の選任も必要となる

ホットトピック（税務調査の論点も含む）



01

インセンティブの要件未達

論点：パイオニア・ステータスや投資税控除を受けるにあたり、雇用者数や投資額、生産規模等の事業計画を提出する。それがインセンティブ享受のための条件となっているので、実際にプロジェクトが進行し、その要件に未達となった場合には遡って恩典が取り消されることとなる。また、再投資控除は当局の事前承認が不要であり、自主申告により控除可能であるが、事後的な税務調査において要件未達を理由に否認されることがある。

対応策：申請時の要件に照らしてプロジェクトをモニタリングし、要件未達とならないように管理を徹底する。

02

法人税－サービス提供の前受金

論点：サービス提供にかかる前受金は、サービス提供の履行義務が完了していない場合でも、法人所得税法上は課税所得に含まれるため、課税所得計算上、加算調整漏れの指摘を受ける例が多い。ただし、リース事業や建設事業にかかる例外規定あり。

対応策：課税対象として加算調整が必要な場合の把握、および例外規定の要件の把握を徹底する。

03

個人所得税－日本払い給与

論点：マレーシア駐在期間中の日本払い給与等（特に一時帰国のフライトチケットを現物支給されているケースなど）にかかる所得の申告漏れや会社負担の駐在員の個人所得税の申告漏れ。

対応策：駐在員の給与情報の管理を徹底する。

04

間接税規則

論点：マレーシアでは売上税・サービス税が2019年より導入されているが、これらはGSTと異なり一段階課税であり、課税対象も限定的であることから、適切な免税措置の選択や課税対象の見極めが重要となる。

導入当初の混乱を救済するため、関税局は特別自主開示プログラムを実施したが、この措置は2022年9月に終了しており、今後は税務調査が強化されると予想される。

関税局はガイドラインやポリシーを公表して納税者のコンプライアンスを促しているが、法令の変更も頻繁にあり、実務的にはさまざまな困難に直面することも多い。

対応策：特定の取引に関して、当局への事前確認やルーリングを入手するなど、適切な管理体制を構築する。

マレーシアの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットピック

【目次】

マレーシアにおける移転価格税制の概要

移転価格税制の概要	19
LF／MFの概要	20
国別報告書の概要	22
マレーシアにおける特有の事項およびホットピック	
調査の動向	23
マレーシアの課税事例	25

移転価格税制の概要



1. 移転価格税制導入時期	2012年5月11日にIncome Tax (Transfer Pricing) Rules 2012 (以下、「TP Rules 2012」) が施行された。TP Rules 2012は2009年1月1日にまで遡及して適用された。	
2. 関連者の定義	関連者とは、次の場合をいう。(Income Tax Act 1967のSection 2A) a. 1965年会社法第6条の定義に該当する2社以上の会社。 b. ある特定の会社と密接な会社が、さらに別の第三者と密接にしている。 c. 複数の同じ人物が2つ以上の会社のそれぞれの株式の50%以上を保有している。または、複数の会社の少なくとも1社が、上記(c)が適用される2つ以上の会社の少なくとも1つに関連している。	
3. 移転価格調査の時効	移転価格調査の時効は7年である。(Income Tax Act 1967のSection 91)	
4. 独立企業間価格の算定方法	適用する独立企業間価格算定方法については、まずは伝統的手法（独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法）の適用可否の検討を行う。伝統的手法の適用が適切でないと判断された場合は取引単位利益法（取引単位営業利益法、利益分割法）の適用を検討する。伝統的手法および取引単位利益法の適用が適切でないと判断された場合は、Director Generalはほかの適切な独立企業間価格算定方法の適用を容認する。(TP Rules 2012 Rule 5(1)-(4) および TP Guidelines 3(1))	
5. APA／MAPの適用可能性	日本との租税条約の有無 有り	実務上の適用可能性 有り 日本 - マレーシア間の相互協議は通常年1回程度実施される

LF／MFの概要（1／2）



ローカルファイル（LF）の概要

1. 作成義務対象者

TP Rules 2012の4（1）にて、関連者間取引を行う者は移転価格文書を作成しなければならないと規定されている。なお、マレーシアにおいて、移転価格文書化作成義務は2009年に施行されており、移転価格文書化の内容についてはTP Rules 2012の4（2）およびTP Guidelines 2012の11.2.4にて定められている。

2. 作成期限

税務申告時に移転価格文書化の作成有無を申告する。作成していると申告した場合、会社は税務申告時までに移転価格文書化を作成していなければならない。（TP Rules 2012の4（3））

3. 提出期限

MIRBから移転価格文書化の提出指示を受けた場合、会社はMIRBの指示のあった日から14日以内に移転価格文書化を提出しなければならない。（TP Guidelines 2012の11.2.3）

4. 作成言語

マレーシア語または英語。移転価格文書化がマレーシア語または英語以外の言語で作成されている場合は、マレーシア語または英語に翻訳した移転価格文書化をMIRBに提出しなければならない。（TP Guidelines 2012の11.2.8）

5. 罰則

移転価格文書を期限内に提出できない場合、1年度あたり2万MYRから最大10万MYRの罰金、および／または6か月以下の収監の罰則が規定されている（Income Tax Act 1967のSection 113B）
TP Guidelines 2012の11.3およびTP Audit Framework2019において、移転価格を含む税務調査におけるペナルティは下表のように規定されている。

	状況	移転価格に係るペナルティ料率	
		税務調査	自主開示
1	移転価格文書を作成していない	50%	該当なし
2	移転価格文書を作成しているものの、移転価格ガイドラインに準拠していない、またはMIRBの要求から30日以内に提出していない	30%	20%
3	移転価格ガイドラインに準拠した移転価格文書を作成しており、MIRBの要求から30日以内に提出している	0%	0%

*自主調整を行った後であっても、法人は移転価格文書化の提出義務がある。

LF/MFの概要 (2/2)



マスターファイル (MF) の概要	
1. 作成義務対象者	CbCR提出義務を有する納税者 (TP Guidelines 2012の11.2.5)
2. 作成／提出期限	税務当局の要求から14日以内に提出 (TP Guidelines 2012の11.2.3および11.2.5)

国別報告書の概要



国別報告書（CbCR）の概要（セカンダリーファイリングの場合のみ）

1. 作成義務対象者	最終親事業会社がその所在国において国別報告書の提出義務がない場合、直前会計年度連結総収入30億RM以上の多国籍企業グループでマレーシアに所在する構成会社等および、多国籍グループによって代理提出者に指定された法人は、国別報告書を提出しなければならない （CbCR Rulesの5(1)）
2. 提出期限／作成期限	会計年度終了から12か月以内 （CbCR Rulesの7）
3. 罰則	国別報告書の提出を怠った場合、または報告の内容に誤りがあった場合は、20,000リンギットから最大100,000リンギットの罰金、および／または6か月以上の収監の罰則が規定されている （Income Tax Act,1967の Section 112A(1)および113A）
4. 国別報告書に係る通知書（Notification）の要否	・マレーシア所在の構成会社等が国別報告書の基準に該当する場合は、提出法人であるかどうかにかかわらず、税務申告書を通じて通知を行う。（2021賦課年度以降） ・通知を行わなかった会社は20,000リンギットから最大100,000リンギットの罰金、および／または6か月以上の収監が科される。（Income Tax Act,1967の Section 119）

※ セカンダリーファイリングとは最終親会社の所在する国において国別報告書に関する法整備がされていない等の理由により、最終親会社以外の構成会社が当該構成会社の所轄税務当局に提出することである。

調査の動向 (1/2)



移転価格調査 フレームワーク 2019について	- マレーシア歳入庁（MIRB）は、移転価格税務調査フレームワーク2019を公表している。これは2013年4月のフレームワークに置き換わるもので、2019年12月15日から適用される - 従来のフレームワークからの主な変更内容は、以下のとおりである
ペナルティ料率	- 移転価格文書の未作成/未提出に関するペナルティ料率の引き上げ（適用されるペナルティ料率は、前述のLFの概要に係る5.罰則の内容に記載） - なお、移転価格文書の提出タイミング延長が認められた場合であっても、30日を超過した場合は提出遅延として上記のペナルティ料率が適用される
税務調査前の プレゼンテー ション資料の提 出	税務調査に際し、事業内容や会社の機能に関するプレゼンテーション資料を準備する必要があり、税務調査開始の7日前までに提出することが定められた（従前はプレゼンテーション資料の事前提出は定められていない）
納税者による 反論期間	税務調査による指摘事項について、納税者の反論期間が従来の21日から18日へ短縮
税務調査済の 取引等	一度税務調査の対象となった取引や年度について、再度の税務調査の対象とはならないことが明文化

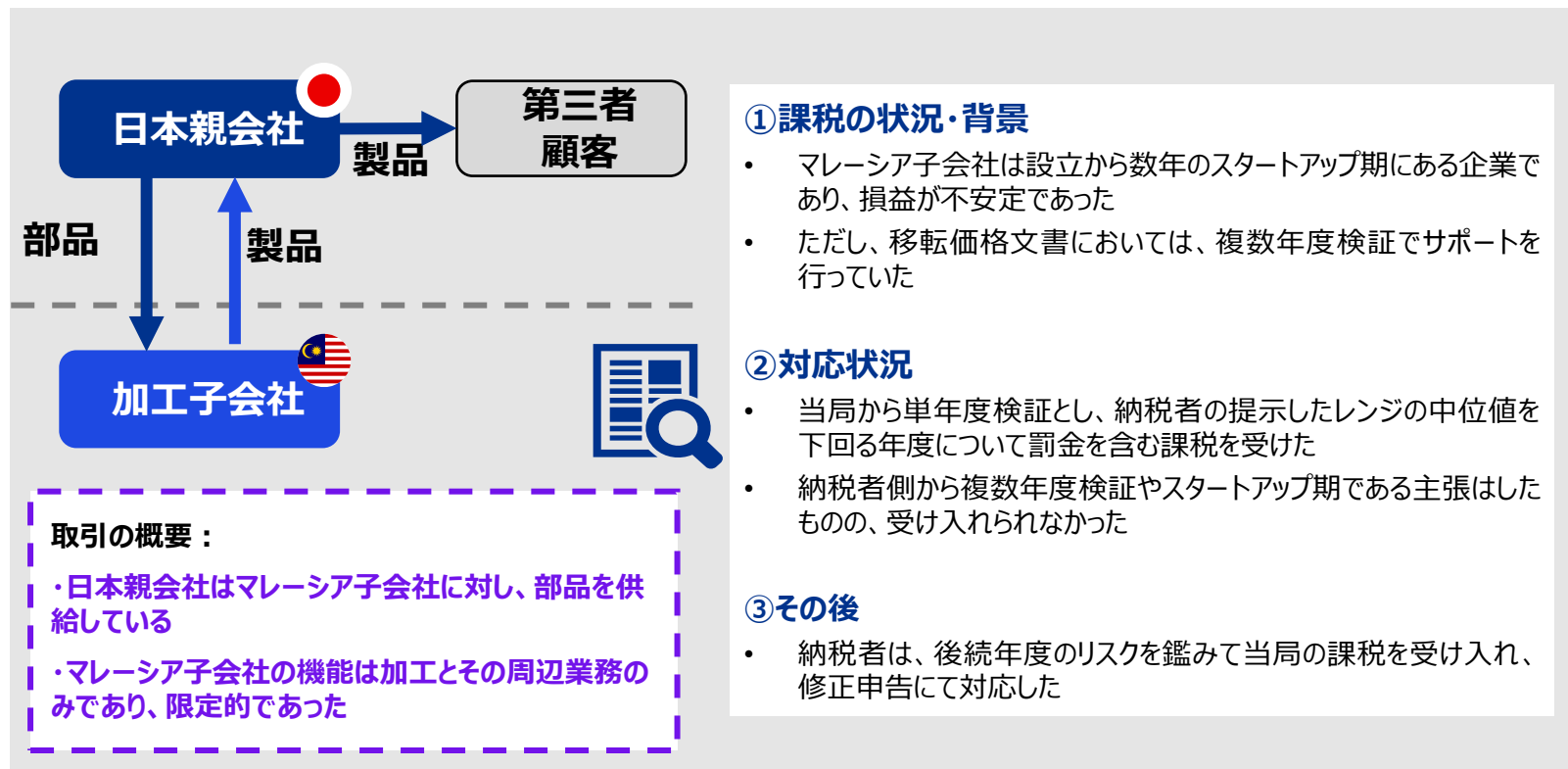
調査の動向（2／2）



移転価格調査が行われやすい企業・取引の特徴

多国籍企業	多国籍企業グループに属しているか
グループの利益率	多国籍企業グループの利益率が高いか
経営状況	- 赤字が継続している場合 - 損益が不安定な場合 - 関連者間取引が多額な場合 - タックスヘイブンとの取引が多額な場合
取引内容	- グループ内金融取引 金利等の水準について - グループ内におけるサービス取引 特に、本社費用の配賦などについて、証拠を提示するよう求められることがある - ロイヤリティ取引
その他	近年マレーシア当局による、データ分析を用いた調査対象の特定が進められている。

マレーシアの課税事例（不安定な利益水準）



企業の留意点

- ・ マレーシアでは当局が単年検証を主張することが多いため、複数年度検証の実施を前提にした価格設定等の対応には十分な検討が必要となる
- ・ 当局が中位値以上の利益水準を求めることや単年検証にこだわる等、国別の当局の姿勢については情報収集をしたうえで対応を検討することが肝要である

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.